

1. 有害鳥獣の捕獲

① 狩猟免許試験予備講習会 受講料の助成（狩猟免許取得にかかる支援）

内 容：市内各集落において有害鳥獣の捕獲に従事して頂けるよう狩猟免許試験に先立ち
滋賀県猟友会が実施する予備講習会の受講料（わな 13,000 円）を助成します。
集落で狩猟免許所得を希望される方がおられましたら【別紙 1】にて報告をお願いします。

（開催予定）

開催回数	開催予定日時	開催予定場所
第 1 回	6 月 2 日（日）午前 9 時～午後 5 時	東近江市あかねホール
第 2 回	9 月 1 日（日）午前 9 時～午後 5 時	滋賀県東近江市市子川原町 4 6 1 - 1
第 3 回	1 1 月 1 5 日（金）午前 9 時～午後 5 時	

条 件：狩猟免許取得後、集落や市の事業で有害鳥獣捕獲を行っていただける方が助成の
対象となります。

※狩猟免許試験の費用は受験者負担になります。

提出期限：令和 6 年 5 月 1 3 日（月）

② 捕獲おり・わな購入にかかる補助（市補助事業）

内 容：集落内でおりやわなを使って捕獲をされるにあたり、その購入費を補助します。
希望される場合は【別紙 2】にて報告をお願いします。

補助率：1／2 以内（補助金上限額 30,000 円）

条 件：集落内に狩猟（わな）免許保持者がおられること。

ただし 1 名に対して、1 回限り。（過去に補助の対象となっていない免許保持者のみ）

提出期限：令和 6 年 5 月 1 3 日（月）

2. 防除（追払い・獣害防止柵の設置）対策

① 追払い資材の購入に係る補助（市補助事業）

内 容：集落内で花火等を使って追払いを実施されるに場合、その資材の購入費を補助します。（送料は補助対象外です。）希望される場合は【別紙2】にて報告をお願いします。

補助率：8／10以内（補助金上限額60,000円）

条 件：資材の使用数を報告して頂きます。

：花火等の追払い資材については、今年度内に使い切る数量とします。

提出期限：令和6年5月13日（月）

② 獣害防止柵（簡易柵）の設置 （国補助事業：令和7年度設置）

内 容：集落内で獣害防止柵（ワイヤーメッシュ柵）を設置するにあたり、その資材を提供します。設置作業は集落で行って頂くことになります。希望される場合は【別紙3】にて報告をお願いします。（令和7年度事業として、国へ要望します）

＜獣害防止柵の仕様＞

- ・侵入防止柵は高さ2mで、支柱を2m間隔に打ち込み、その間にメッシュパネルを取り付けるものを予定しています。（変更する場合があります）
- ・上記については、農業者での設置が可能な部材です。設置方法は、事前に対象集落の方に説明を行います。

＜スケジュール＞（予定）

令和6年	5月中旬	設置希望報告書の提出	
		提出時にヒヤリング	【各集落⇒市】
	6月～7月	被害状況調査	【市⇒集落】
		設置予定箇所立会	【市・集落】
令和7年	8月	設置予定箇所の精査	
		市から県を通じて国へ要望	
	5月頃	補助金交付内示	【県⇒市】
		採択可否の連絡	【市⇒集落】
	11月～12月頃	資材を提供（予定）	

条 件：受益戸数は3戸以上。

柵を設置する受益地（田畑）の被害状況を調査させて頂き、被害額と獣害防止柵の設置費用を比較し、費用対効果が得られることが採択条件となります。（国補助事業）。設置した柵については、集落にて維持管理をして頂くことになります。

提出期限：令和6年5月13日（月）